

平成25年度の 介護保険料を お知らせします



介護保険制度は、介護の問題や老後の不安の解消を図るとともに、要介護状態になられた方やそのご家族を社会全体で支える仕組みです。住み慣れた地域で安心して生活できるように、適切な介護保険サービスを提供するため、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と、国や県、町からの負担金をもとに制度の運営を行っています。

40歳以上65歳未満の方の場合

平成25年度の保険料額は国民健康保険や社会保険など、加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決まり、医療保険料と合わせて納めていただきます。

65歳以上の方の場合

平成25年度の保険料額は平成24年の所得（平成24年1月～12月分）が決定する6月に決まり、特別徴収か普通徴収にて納めていただきます。保険料額は下記の図をご覧ください。

納付方法

●特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きによって納めていただきます。前年度から継続して特別徴収で保険料を納めていた方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めていただき、10・12・2月は前年の所得により決定した保険料額からすでに納めている保険料を除いた分を納めていただきますので、保険料額が変わる場合があります。

●普通徴収

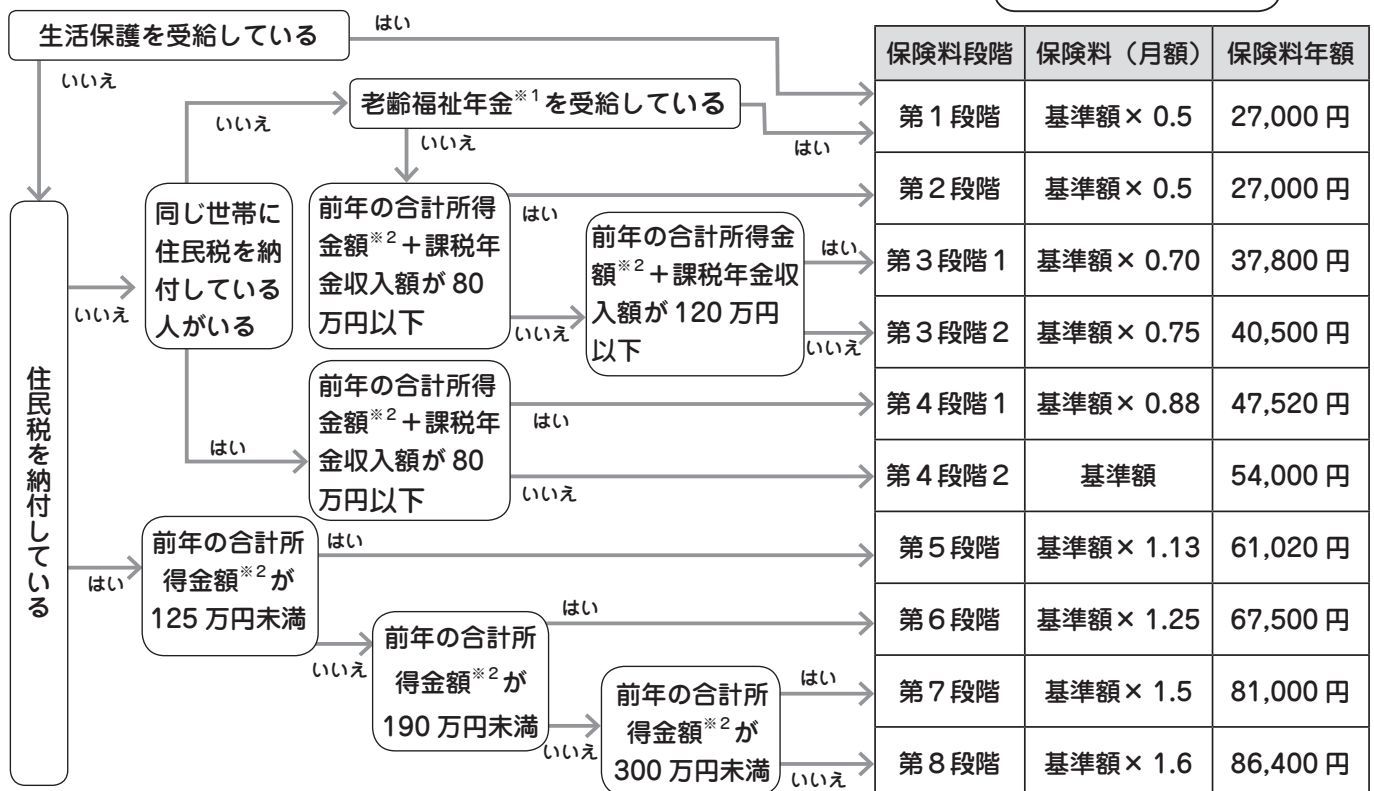
口座振替や納付書により1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。年金受給額が年額18万円未満の方または、65歳の方、転入された方などが対象となり、特別徴収の手続きが整い次第、特別徴収にかわります。

□座振替が
簡単で便利ね



65歳以上の方の保険料

※基準額は4,500円



※1 明治44(1911)年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。
 ※2 収入額から必要経費相当額を差し引いた額です。